

平成28年9月30日

各医療機関管理者 様
(インターネットにより入力を行う医療機関)

長崎県医療政策課長(公印省略)

「ながさき医療機関情報システム」の医療情報更新について

本県の保健医療行政の推進につきましては、かねてから種々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療機関の管理者におかれましては、医療法第6条の3第1項及び第2項の規定(裏面参照)により、当該医療機関の情報について県へ報告していただくこととなっておりますが、県ではこの情報を県民等に提供するためホームページ「ながさき医療機関情報システム」で公表しております。

つきましては、県への医療機関情報の報告として、平成27年度の医療実績及び本年10月1日現在の情報について下記のとおりホームページの情報更新をお願いいたします。(変更がない場合も更新画面にアクセスし内容確認後、その内容で情報更新操作をお願いいたします。)

記

- (1) ホームページ「ながさき医療機関情報システム」のトップ医療機関の皆様へ
各種文書・報告書様式に掲載している下記資料 を必ず確認し更新手続きをお願いいたします。

「ながさき医療機関情報システム」ログインおよび入力操作手順書

「ながさき医療機関情報システム」の入力に関する留意事項

- (2) 入力は平成28年10月1日(土)から10月31日(月)の間をお願いいたします。

ホームページのトップページ (<http://iryou.pref.nagasaki.jp/>) よりログインし、直接入力してください。

対応ブラウザは Internet Explorer 8、Firefox 13、Google Chrome 19、Safari 5 以上の環境での作業をお願いいたします。

- (3) 医療情報に変更がない場合も、更新画面にアクセスし内容確認後、その内容で情報更新の操作をお願いいたします。(裏面参照)

- (4) 前年度からの主な変更点

医療保険・公費負担の一部項目を厚生労働省の通知に対応し表示変更
標榜診療科目の配列を整理

電子メールアドレスについては公開可のもののみ登録(入力)可に変更

【取 扱】

医療政策課

医事・医療相談班 篠崎、志波原

電 話：095 - 895 - 2464

F A X：095 - 895 - 2573

MAIL：med_info@pref.nagasaki.lg.jp

医療機関情報に変更がない場合

医療機関情報に変更がない場合も、更新画面にアクセスし内容確認後、その内容で情報更新の操作をお願いします。

(1) 対応ブラウザの確認

対応ブラウザは以下の通りです。

データの変更・追加作業の前にブラウザのバージョンをご確認ください

対応ブラウザ：Internet Explorer 8 以上，Firefox 13 以上

Google Chrome 19 以上，Safari 5 以上

(2) ID とパスワードでログインします

「ながさき医療機関情報システム」トップページからログインしてください。

ホームページアドレス：<http://iryuu.pref.nagasaki.jp/>

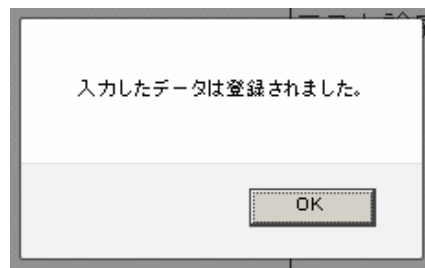
[医療機関の皆様へ](#)

[医療機関ログイン](#)

(3) ログイン後、左サイドメニューの“基本情報”を選択する。

入力画面が表示されたら、ページ最下部にある [入力内容を確認する](#) をクリックし、続いて最下部の [入力内容を登録する](#) をクリックしてください。

その後、画面に下記のウィンドウが表示されますので [OK](#) をクリックしてください。



医療機関情報に変更や追加がある場合

上記(2)によりホームページにログインし変更箇所を入力し登録

詳細はホームページトップ [医療機関の皆様へ](#) [各種文書・報告書様式](#)

の掲載資料「ながさき医療機関情報システム」ログインおよび入力操作手順書」参照

医療法（抜粋）

第六条の二 国及び地方公共団体は、医療を受ける者が病院、診療所又は助産所の選択に関して必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療を受ける者が保健医療サービスの選択を適切に行うことができるように、当該医療提供施設の提供する医療について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、患者又はその家族からの相談に適切に応ずるよう努めなければならない。

第六条の三 病院、診療所又は助産所（以下この条において「病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。

2 病院等の管理者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。（3～6項略）